

**年末調整等説明会  
開催のお知らせ**

年末調整は給与所得者にとって、年税額の確定と清算の役割をはたす重要な手続きです。

市内の事業所を対象に法定調書・給与支払報告書等の作成と提出方法等の説明会を開催します。ぜひ、ご出席ください。



期日11月9日(金)

受付と用紙の配布

午後1時～1時30分

説明会 午後1時30分～4時

場所 市民会館小ホール(つつじホール)

問合せ 課税課市民税係または青梅税務署法人課税第2部門 ☎0428・22・3185

■講演会(午後2時30分～3時30分) 予定  
講師 榎本勝起氏(元TBSアナウンサー)

■表彰式(午後1時～2時) 予定  
日時 11月9日(金) 午後1時～3時30分(予定)

■防火防災のつどい(火災予防業務功労者等表彰式及び講演会)  
日時 11月9日(金) 午後1時～3時30分(予定)

■「空き巣狙い」「ひったくり」毎月発生しています!  
「空き巣狙い」や「ひったくり」は場所を変えて毎月発生しています。身近なところで被害がないと、つい油断してしまいがちですが、いつ自分が狙われるかわかりません。「自分だけは大丈夫」という気の緩みが、被害にあう可能性を高くしてしまいます。

■「空き巣狙い」「ひったくり」毎月発生しています!  
「空き巣狙い」や「ひったくり」は場所を変えて毎月発生しています。身近なところで被害がないと、つい油断してしまいがちですが、いつ自分が狙われるかわかりません。「自分だけは大丈夫」という気の緩みが、被害にあう可能性を高くしてしまいます。

■「空き巣狙い」「ひったくり」毎月発生しています!  
「空き巣狙い」や「ひったくり」は場所を変えて毎月発生しています。身近なところで被害がないと、つい油断してしまいがちですが、いつ自分が狙われるかわかりません。「自分だけは大丈夫」という気の緩みが、被害にあう可能性を高くしてしまいます。



安全安心まちづくり

地区	面積(k㎡)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	
志茂	0.28			1	
牛浜	0.23			2	
武蔵野	0.49	4		3	
福生	1.80	2		2	
熊川	2.57	11	+1	3	
北園	0.32	1		1	+1
南園	0.41	2			
加美	0.61	2		4	+3
東町	0.05			3	+1
合計	6.92	22		20	+5

■バイクが盗難にあった方  
※盗難の場合は、警察署に盗難届を提出後に、課

が防犯の意識を持って、できることから実行し、犯罪の機会をなくしていきましょう。

※不審な人物を発見したら、迷わず警察(☎110)に連絡しましょう。

このような犯罪は、自分のちょっとした対策や心がけで被害を防ぐことができます。

このような犯罪は、自分のちょっとした対策や心がけで被害を防ぐことができます。

このような犯罪は、自分のちょっとした対策や心がけで被害を防ぐことができます。

このような犯罪は、自分のちょっとした対策や心がけで被害を防ぐことができます。

**●変更手続きはお早めに!**

車種	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下) ミニカー(50cc) 小型特殊自動車	課税課市民税係(市役所3階)
二輪の軽自動車(125～250cc) 二輪の小型自動車(250cc～)	東京陸運支所八王子自動車検査登録事務所(八王子市滝山町2-270-2) ☎050・5540・2034
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所(瑞穂町長岡3-6-1) ☎042・557・6262

税課市民税係にお越しください。

■納税は「義務」です。家計の収支設計には納税も配慮を!

口座振替は11月30日(金)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

■第4回「子どもからの人権メッセージ発表会」開催

支払いがない場合は、給料、預貯金等の財産について差し押さえを受けることになり、営業の不振などで納期までに納税ができない方はご相談ください。

■無料調停相談を開催

調停の申し立てや、進め方などについて裁判所の調停委員が相談に応じます。

**国保・年金だより**

**●不審電話にご用心**

最近、市または社会保険庁の職員を装った不審電話の情報が寄せられています。

「福生市〇〇課(または社会保険庁の)△△です。□□さんの医療費の還付請求がされていません。請求方法等を教えますので次の番号に電話してください。」

上のような内容で、電話を掛けさせる手口のような請求手続きの依頼は行なっていません。電話があっても銀行口座等の個人情報や、金銭の振込みを行なったりすることのないようご注意ください。

問合せ 保険年金課 保険年金係

**●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます**

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。確定申告等で社会保険料控除として申告をする場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合には、納付した方が、社会保険料控除として申告できます。

このため、10月1日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月2日以降に納付した領収証書が必要ですので、大切に保管してください。

問合せ 控除証明書専用ダイヤル ☎0570・00・9911 (11月1日～平成20年3月14日、平日午前9時から午後5時まで。なお、I P 電話等からは ☎045・326・1840)

**●国民年金保険料の納め忘れはありませんか**

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。

どの年金を受けるにも、保険料を納めていくことが必要です。納め忘れていたり、年金額が低額になることや、受給できないことがあります。

お手元の領収証書や預金通帳、社会保険料控除証明書などで納め忘れがないかご確認ください。国民年金の納付状況は、社会保険事務所、年金相談センターで確認できます。また、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 (I P 電話・PH Sからは ☎03・6700・1165) や社会保険庁ホームページの年金個人情報提供サービス等でも確認できますので、ご利用ください。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3415

問合せ 東京民事調停委員会 ☎03・5819・0265

問合せ 多摩西人権擁護委員会 ☎042・670・6240

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3415